

建設業者の皆様へ

平成31年4月より

山形市発注工事における社会保険等加入対策を強化します

平成31年4月1日以降に本市との間で新たに契約を締結する建設工事について、以下のとおり社会保険等加入対策を強化します。

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要となります

「建設工事請負契約約款」を改正し、契約の締結後7日以内に当該工事の請負代金内訳書の提出を義務付けます。内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の明示を要します。

建設工事請負契約約款（抜粋）

（工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表（別記第1号様式）及び請負代金内訳書（別記第2号様式。以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

下請契約の相手方を原則として社会保険等加入業者に限定します

本市発注工事においては既に社会保険等未加入の建設業者との一次下請契約を原則禁止しておりますが、「山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針」を改正し、二次下請以下の全ての下請契約についても、原則として社会保険等加入業者に限定します。

また、やむを得ず社会保険等未加入業者と下請契約を締結する場合における、元請の当該未加入業者に対する社会保険等の加入指導について明示しました。

社会保険等未加入業者が

- 一次下請の場合・・・「社会保険等未加入の建設業者との一次下請契約に関する理由書・誓約書」の提出。元請による社会保険等の加入指導。
（改善が見られない場合は、契約違反として指名停止措置等の対象となります）
- 二次下請以下の場合・・・元請を通じ、「社会保険等の加入に関する申出書」の提出。
元請による社会保険等の加入指導。

【問い合わせ先】

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係
TEL 023-641-1212（内線 462・463）

山形市上下水道部 総務課 契約係
TEL 023-645-1177（内線 224・226）